

FRS10 におけるのれんと無形固定資産の処理

Goodwill and Intangible Assets in FRS10

浮 田 泉*

Izumi UKITA

抄 録

英国財務報告基準第10号において、買入のれんは資産計上し、無形資産については、買入のれんと区別して資産計上しなければならないと規定されている。他方、自己創設のれんについては資産計上してはならないが、自己創設無形資産については容易に確認可能な市場価値がある場合に限り、資産計上を認めている。また、積極のれんと無形資産について、規則的償却を規定し、経済的耐用年数の決定および見直しについても要請されている。

1. はじめに

英国会計基準委員会 (Accounting Standard Committee : 以下, ASC) が公表した基準会計実務書第22号 (以下, SSAP22) 『のれんの会計』¹⁾では、買入のれんについては即時償却を原則として、財務諸表に記載しないこととしていた。それは、非買入のれんは財務諸表に記載しないという実務との首尾一貫性を確保でき、買入のれんの償却額は取得が行われた年度の経営成績とは関連しないためというものであった²⁾。しかし、買収ブランドを買入のれんから切り離して資産計上するという会計実務が先行した後、会計基準の改訂および無形固定資産の会計基準新設に至った。これが、ASCに代えて設置された英国会計基準審議会 (Accounting Standards Board : 以下, ASB) の財務報告基準第10号 (以下, FRS10) 『のれんと無形資産』³⁾である。

FRS10は、はじめて無形資産に対する固有の会計基準を設定したものであると同時に、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standard Board : FASB) が公表した財務会計基準書第141号『企業結合』、財務会計基準書第142号『のれんその他の無形資産』、また国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : IASC) 国際会計基準第22号に影響を与えた。本稿では、FRS10を中心にのれんと無形資産の当初認識、償却、開示処理について検討する。

* 関西国際大学経営学部

2. 積極のれんと無形資産の当初認識

2. 1 のれん

のれんとは、「組織全体としてみた企業の価値と、その記号が保有する処分可能純資産の公正価値合計額との差額」⁴⁾をいい、買入のれんとは「他企業の買収を取得として処理したために生じるのれん」⁵⁾をいう。FRS10において、積極買入のれんは資産計上し、貸借対照表上で資産として区分する(par.7)が、自己創設のれんは、資産計上してはならない(par.8)と規定されている。

2. 2 無形資産

事業とは別に購入された無形資産は、その原価で資産計上しなければならない(par.9)。事業の買収の一部として獲得した無形資産は、無形資産の価値が当初認識において確実に測定できる場合は、買入のれんとは区別して資産計上しなければならない。容易に確認可能な市場価値をもたない場合には、最初に公正価値で記録される。ここでいう公正価値とは、買収によって消極のれんを生じさせない、あるいは増やさない金額に制限される(par.10)。

財務報告基準第7号(FRS7)『買収会計における公正価値』⁶⁾では、無形資産が認識される場合の公正価値は取替原価に基づくことを要求している。取替原価は他の方法によって見積もられるかもしれないが、通常の見積市場価値であると説明を続けている(par.11)。ブランドや出版タイトルのようなユニークな無形資産に対して、市場価値を決定することは不可能であるので、取替原価を直ちに決定することは困難であろう。しかし、定期的にユニークな無形資産の売買に関与するある特定の企業実体は、間接的にそれらの価値を見積もる技術を発達させ、このような資産の買収時の当初認識に利用できる。利用される技術は、例えば売上高の乗数のような「価値の指標」、あるいは第三者から資産にライセンスを与えるために支払われるべきロイヤリティの見積現在価値に基づく(pra.12)。その価値が確実に測定することができない場合は、事業体買収の一部である買収無形資産がのれんに帰属する買収価額に包括される(par.13)。

なお、自己創設の無形資産については、容易に確認可能な市場価値がある場合に限り、資産計上を認めている(par.14)。

3. 積極のれんと無形資産のなし崩し償却

3. 1 なし崩し償却の要件

ASCが1982年に公表した公開草案第30号『のれんの会計処理』⁷⁾では、買入のれんの会計処理として(1)資産として計上し、その見積有効年数にわたって償却する方法(規則的償却法)と、(2)取得時

に直ちに準備金から控除する方法（持分控除法）を認めている。FRS10 では、のれんと無形資産の経済的耐用年数が有限であると見なされる場合は、耐用年数にわたって規則的に償却を行うべきである（規則的償却法）と規定している（par.15）が、のれんと無形資産の経済的耐用年数が不明確であると見なされる場合には、償却してはならない（par.17）とされる。

英国会社法において、資産として取り扱われるのれんは、有限の期間にわたって体系的に償却することを要求する。しかし会社の財務諸表がこの規定から離脱する場合には、その離脱は真実かつ公正な概観を提供する最優先目的のために必要であるとして正当化されるべきである（par.18）。

3. 2 経済的耐用年数の決定

（1）経済的耐用年数

上述のように公開草案第 30 号『のれんの会計処理』では、規則的償却法と持分控除法を認めているが、いずれの方法も最長償却期間は 20 年である。その後規定の変遷を経て、FRS10 においては、有効期間が 20 年以内の場合、20 年以上の場合、不確定・無期限である場合に分けて処理が規定されている。

買入のれんと無形資産の経済的耐用年数は、原則として 20 年以下とされるが、次の(a)または(b)の場合にのみ、経済的耐用年数が 20 年以上か不確定であると見なされる（par.19）。

- (a) 獲得した事業体または無形資産の耐久性が証明でき、経済的耐用年数が 20 年を超えると見積もることを正当化できる。
- (b) のれんあるいは無形資産が継続的に測定できる（それで、毎期の減損見直しが可能である）。

（2）経済的耐用年数の確定要因

多くのビジネス機会の一時的な性質として、買収した事業体が純資産価値を超える「プレミアム」は、いつまでも維持されないと推測される。しかしいくつかの状況においては、プレミアムがより耐久であると見なして、より長期、あるいは不確定な経済的耐用年数を割り当てる根拠がある。耐久性は、次のような多くの要因に依存する（par.20）。

- ① 事業の性質
- ② 買収した事業体が事業を行なう業界の安定性
- ③ のれんを伴う製品の典型的な寿命
- ④ 存在し続ける市場参入障壁を買収が克服する程度
- ⑤ 事業における競争について予想される将来の影響

のれんと無形資産の経済的耐用年数は、通常不確実である。この不確実性は、経済的耐用年数が不明確であると見なすことに対して、あるいはデフォルトで 20 年の耐用年数を採用することに対して、それだけでは根拠を構成しない。例えば、のれんあるいは無形資産の経済的耐用年数が、20 年以下と予想される場合には、FRS は経済的耐用年数の見積もりを行うことを要求する（par.21）。不確実性は、慎重な原理で経済的耐用年数を見積もることに対して根拠を形作るのに対して、非現実的に短期の耐用年数を選択することに対して、それは根拠を構成しない（par.22）。もし次の場合のように、

このような測定コストが非条理に高いと見なされるなら、のれんと無形資産は継続的に測定できない (par.23)。

- ① のれんが買収された事業体と関連づけられる限り、既存の事業体と合併した事業体については、その後容易に追跡することができない。
- ② 事業体が利用する経営情報システムは、利益生成の詳細なユニットレベルでキャッシュ・フローを識別し、割り当てることができない。
- ③ 関連する金額が、期末の減損見直しの詳細な手続に着手することを正当化するために、それほど重要ではない。

(3) 経済的耐用年数更新の要因

無形資産と結びついた経済的便益へのアクセスは、有限期間を与えられた法的権利を通して達成される。資産の経済的耐用年数は、法的権利が更新可能であり、更新が確実である場合にのみ、その期間を超える。より長期の経済的耐用年数であると見なされる資産の額は、法的権利が更新されるたびに、繰返し発生するそれらのコストを除外するべきである (FRS10 (24))。無形資産の経済的耐用年数に影響を与えているのは、経済的要因と法的要因がある。経済的要因は、将来、経済的便益が生じると予測される期間によって決定される。そして法的要因は、企業実体はその便益に対するアクセスをコントロールし続ける期間に制限される。資産の経済的耐用年数は、将来の便益が生じると予測される期間と、企業実体が便益をコントロールすると予測される期間の短い方の期間になる (par.25)。特許あるいはライセンスの場合のように、無形資産に対するアクセスを保証する法的権利を持つ期間が有限であるなら、資産に割り当てられた経済的耐用年数は、一般にその期間を超えることはできない。法的権利が更新可能であり更新が確実である場合に限り、より長期の経済的耐用年数を割り当てることが適当である。更新は次の場合に確実であると見なされる (FRS10 (26))。

- (a) 無形資産の価値が、最初の満了日が近づいたときに減少していないか、あるいは法的権利に基づく更新コストを反映している額だけ減少している。
- (b) おそらく過去の経験に基づいて、法的権利が更新されるであろうという証拠がある。
- (c) 企業実体が法的権利の下で条件に従うことが要求され、その条件に違反すれば更新を妨げるといふ場合、それらの条件のいずれにも違反している、あるいは違反するであろうという証拠がない。

法的権利は無形資産の利用から生じる便益に欠くことができない場合は、このような法的権利がいつまでも効力があるか、あるいはそれぞれの更新プロセスが確実であるという状態で、いつまでも更新可能である場合に限り、その資産は耐用年数が不定であると見なされる (par.27)。

3.3 残存価額

無形資産の償却において、残存価額が確実に測定できる場合に限り、無形資産に残存価額を割り当てられる。のれんに割り当てられる残存価額はない (par.28)。実務上多くの場合、無形資産の残存価額は重要ではない。次の場合に限り無形資産の残存価額が重要で、そして確実に測定できる可能性

がある (par.29)。

- (a) 無形資産の耐用期間の終わりに、ある金額を受け取る法的権利または契約上の権利がある。
- (b) 残存資産に対して、容易に確認可能な市場価値がある。

3. 4 償却方法

償却方法は、のれんあるいは無形資産の予測される減耗パターンを反映するように選択すべきである。他の方法がより適切であると論証されない限り、定額法が選択されるべきである (par.30)。無形資産の減耗のパターンは通常比較的不確実であって、時間の経過によって起こる。定額法による償却が、通常最も適切である。しかしながら、例えばライセンスが保有者に製品の有限の存続期間を提示する権利を与えるような状況においては、他の方法がより適切である。定額法よりも保守的ではないのれんの償却方法を支持する正当性と証拠はありそうもない (par.31)。投資の帳簿価額に関して不変的に利益率を生み出すことを目指す償却方法は、のれんの減耗パターンを反映することを目指すものではない。したがって、持分法 (interest method) はのれんの償却に関して適切な方法ではない (par.32)。

3. 5 経済的耐用年数の見直し

のれんと無形資産の経済的耐用年数は、各会計期末に再検討し、もし必要であるなら修正しなければならない。経済的耐用年数が修正された場合は、修正日におけるのれんと無形資産の帳簿価額を、修正後の残余経済的耐用年数にわたって減価償却しなければならない。もし修正の結果、獲得日からの経済的耐用年数が20年以上に延びる場合は、20年以上の期間をかけて償却するか、あるいは償却しないというのれんと無形資産に適用されるFRSの追加的要求事項が適用可能になる (par.33)。

4. 積極のれんと無形資産の減損

4. 1 減損見直しの要件

取得日から20年を超えない有限期間にわたって償却される無形資産は、次の時点で減損を見直さなければならない (par.34)。

- (a) 買収の後に続く最初の完全な会計年度の終わり (「初年度見直し」)
- (b) 事象や状況の変化が帳簿価額は回復不能であることを示すその他の期間

もし減損が初年度見直しの時に認識されるなら、この減損は次の3項目を反映する (par.35)。

- ① 支払超過
- ② 買収時から初年度見直しの間起こった事象
- ③ 買収から初年度見直しまでの間に、償却を通して認識される額を超えるのれんと無形資産の減耗

FRSの規定は、減損損失の認識が予測将来キャッシュ・フローに対する言及のような減損損失の欠如と同じ方法で、正当化しなければならないというものである。特に、のれんの価値が将来継続的に測定できないという確信によっては、初年度減損見直しの時に残高全体を償却することを正当化しない。投資評価計算をアップデートすることによって、初年度の減損見直しの実施を可能にしなければならない。なお残余帳簿価額は20年を超えない期間をかけて償却される(par.36)。取得日から20年を超える期間をかけて償却されるか、あるいは償却されないのれんと無形資産は、各会計期末に減損の見直しをすべきである(par.37)。第1期の後の見直しは、単に更新のみが必要である。もし将来キャッシュ・フローと割引率の予測が際立って変化しないなら、更新手続きは比較的迅速に実行される。もしキーとなる仮定や変数に不利な変化がなければ、あるいは使用中の資産の帳簿価額と予測価額の間以前に相当な隔たりがあったなら、すぐに利益生成単位が減損していないことを確かめることが可能である(par.38)。

4. 2 減損見直し実行の手続き

パラグラフ40で認められる場合を除いて、減損見直しはFRS11「固定資産とのれんの減損」の規定にしたがって実行されるべきである(par.39)。初年度の減損見直しは、次の2段階で実施される(par.40)。

- (a) 初めに、取得後の初年度の業績と購入価格を使った取得前の予測と比較することによって、あらゆる可能な減損を識別する。
- (b) 最初の見直しで、取得後の業績が取得前の予測に達しなかったことを示す場合に限り、またもし事前に予期できないあらゆる事象、あるいは状況の変化が帳簿価額が回復不可能であることを示す場合に限り、FRS11の規定通りに完全な減損見直しを実行する。

もし減損損失が認識されるなら、修正された帳簿価額は、償却される場合は、現在の見積残余経済的耐用年数にわたって償却されなければならない(par.41)。もし合併によって生じたのれんの減損が判明すれば、親会社の計算書類で保有する投資額もまた減損見直しを行わなければならない(par.42)。

5. 過去の損失の再評価と回復

無形資産が容易に確認可能な市場価値を持つ場合は、無形資産はその市場価値に評価し直される。もしある無形資産が再評価されるなら、他のすべての同じクラスの資産計上された無形資産は、再評価されるべきである。一度、無形資産を再評価すれば、帳簿価額が貸借対照表日に本質的に市場価格と異なることを保証するために、さらに再評価がしばしば十分に行われなければならない(par.43)。外部的事象が前期において減損損失の認識をもたらした場合、そして次の外部的事象が明らかに、最初の減損計算で予測されなかった方法でその事象の効果を回復させる場合、現在の帳簿価額を超えてのれんあるいは無形資産の回復可能額を増加させるといった減損損失の逆転の結果は、当該期間に認識されるべきである(par.44)。

パラグラフ 43 と 44 によって認められるか、あるいは必要とされる場合以外は、のれんと無形資産は、取得原価以上に帳簿価額を増やすため、あるいは減損または償却によって生じた前期の損失を回復するために再評価してはならない (par.45)。以前の期間で認識された減損損失が現行期間に回復させたことを、減損見直しによって見いだすことができる。一般に、このような逆転は、のれんあるいは無形資産価値の自己創設の結果である。FRS はこのような回復を財務諸表に反映させることを認めない。しかし、のれんあるいは無形資産の最初の減損が、外部的事象によって起こり、最初の減損計算が行われたとき予測しない方法で外部事象が回復したために減損を回復した場合は、FRS は財務諸表の中に回復の結果を反映させることを要求する (par.46)。再評価された資産に対する償却費は、再評価額と資産の残余経済的耐用年数に基づくべきである。再評価よりも前に、償却費をさかのぼって計上してはならない (par.47)。

6. 消極のれん

もし買収が消極のれんの発生を引き起こすと思われるなら、買収した資産の公正価値が損耗していないかどうか検査し、買収した負債の公正価値は漏れなくあるいは過小評価していないことを保証するために、慎重にチェックすべきである。資産と負債の公正価値をチェックした後に残っている消極のれんを認識し、貸借対照表上にのれんの見出しの直下に、積極のれんと消極のれんの純額を示すサブトータルと区分して開示しなければならない (par.48)。買収した非金融資産の公正価値と並んで消極のれんは、減価償却かあるいは販売によるものかにかかわらず、非金融資産が回収される期間に損益計算書上で認識されなければならない (par.49)。買収した非金融資産の公正価値を超えるいかなる消極のれんも、便益が見込まれる期間の損益計算書で、認識しなければならない (par.50)。また単一取引で生ずる買入のれん (積極のれんあるいは消極のれん) は、正の要素と負の要素に分割されるべきではない (par.51)。

7. 開示

7. 1 認識と測定

財務諸表に、無形資産を評価するために使用する方法を記述し、次の情報は、貸借対照表に資産計上した積極のれん、消極のれん、それぞれのクラスの無形資産に区別して開示しなければならない (pars.52-53)。

- (a) 期首と貸借対照表日の原価あるいは再評価額
- (b) 期首と貸借対照表日の減価償却累計額あるいは減損
- (c) 変動額の調整、個別に開示する追加事項、処分、再評価、譲渡、償却、減損、過去の減損損失の回復、会計期間に償却した消極のれんの額
- (d) 貸借対照表日における正味帳簿価額

財務諸表に、以前に買収した事業体あるいは事業体セグメントのそれぞれの物質的な処分について、利益あるいは損失を開示しなければならない (par.54)。

7. 2 積極のれんと無形資産のなし崩し償却

財務諸表に、のれんと無形資産の償却方法と償却期間、そしてその期間を選択した理由を開示しなければならない (par.55)。のれんと無形資産の残余経済耐用年数の見直しの後に、償却期間が短縮されるか延長された時は、重要な場合は、その理由と結果を変更した年度に開示しなければならない (par.56)。使用している償却方法に変更があった場合は、理由とその結果は、もし重要であるなら、変更した年度に開示しなければならない (par.57)。のれんあるいは無形資産が買収日から 20 年を超えて償却されるか、あるいは償却されない場合、20 年の見積を反証するための根拠を示さなければならない。これは買収した事業体、あるいは無形資産の耐久性に寄与する特定の要因に基づいて、論証的に説明しなければならない (par.58)。

それに加えて、会社の財務諸表においてのれんを償却しない場合は、真実かつ公正な概観を最優先目的とするために、有限期間にのれんを償却する会社法の特定の規定から離脱することを述べなければならない。離脱の詳細、その理由とその影響は、真実かつ公正な概観を最優先することを正当化する状況を、財務諸表利用者に対して十分に詳細に伝えなければならない。離脱の理由は、パラグラフ 58 によって要求される買収事業体あるいは無形資産の耐久性に寄与している特定の要因の説明を含まなければならない (par.59)。

英国会社法は、資産として取り扱うのれんを体系的に有限期間をかけて償却することを要求する。財務諸表が真実かつ公正な概観を最優先目的として提供するために、会社法の特定の規定から離脱する場合は、離脱の詳細、その理由と影響を開示することを要求される。UITF アブストラクト 7 の「真実かつ公正な概観が開示に優先する」は、法規定からの離脱の周囲の状況を明確に記述して、財務諸表利用者に提供するために、どのような詳細項目を含むべきかについて指針を与える。特定の要因はそれぞれのケースの状況に固有である。UITF アブストラクト 7 の指針は、のれんを償却しない場合のように、離脱の効果を数量化することが可能ではないときに必要な開示を含む (par.60)。

7. 3 再評価

あるクラスの資産が再評価された場合は、財務諸表は次の (a) と (b) を開示しなければならない (par.61)。

- (a) 資産が評価された年には、評価額と評価の根拠
- (b) もし資産が取得原価あるいは公正価値と評価された場合、認識された取得原価（あるいは当初の公正価値）と償却のためのすべての引当金 (provision) の額。

どんな資産でも期間中に再評価した場合は、それを評価した人の名前と資格は明らかにされるべきである (par.62)。

7. 4 消極のれん

財務諸表は消極のれんが損益計算書に書かれている期間を開示しなければならない (par.63)。消極のれんが非金融資産の公正価値を超えるときに、消極のれんの超過分の金額と源泉、それが償却される期間を説明しなければならない (par.64)。

8. おわりに

企業環境の変化によって、会計基準は拡大化している。この会計基準は、主として大会社に焦点をあてたものであり、中小会社にとっては「会計基準の過重負担」(accounting standards overload) となっている。そこで、英国をはじめとする各国で、中小会社会計基準の議論が行われるようになった。1997年11月、ASBは「小規模事業体に対する財務報告基準」(Financial Reporting Standard for Smaller Entities : FRSSSE) を公表した。

FRSSSE 中でのれんと無形資産について、FRS10 を簡素化する内容で規定されている。主な相違点を摘記して、本稿のむすびとしたい。

- ① 自己創設無形資産について、市場価値がある場合は資産計上を認めている (par.14) が、FRSSSE では自己創設無形資産の資産計上を禁止している。
- ② のれんと無形資産の経済的耐用年数について、FRSSSE では上限を20年としている。FRS10 では、「耐用年数が20年を超える場合」の説明も含まれているが、FRSSSE ではこの関連規定が削除されている。20年以内に償却する方法が実務上一般的であるとされ、FRSSSE では特殊な場合を排除し、耐用年数を20年に制限したものと考えられる。
- ③ のれんの残存価額はゼロとするが、FRSSSE では、残存価額の信頼性が高いと見なされる場合には、より高い残存価額が割り当てられるとする規定が追加されている。
- ④ FRS10 では、経済的耐用年数は各会計期間末に見直すとしているが、FRSSSE では20年を超える耐用年数を認めていないので、それに関連する規定が削除されている。
- ⑤ FRS10 では、無形資産が容易に確認可能な市場価値を持つ場合と前期において減損損失の認識をもたらす外部的事象がある場合に限り再評価を認めているが、FRSSSE では再評価を禁止しているので、これに関する規定がFRSSSE からは削除されている。

注・引用文献

- 1) Accounting Standards Committee : “Statement of Standard Accounting Practice No.22 (SSAP22), Accounting for Goodwill (revised) ”, ASC, 1989.
- 2) SSAP22, pars.6-7.
- 3) Accounting Standards Board: “Financial Reporting Standard No.10 (FRS10), Goodwill and Intangible Assets,” ASB, 1999.

FRS10 におけるのれんと無形固定資産の処理

- 4) SSAP22, par.25. 田中弘, 原光世訳:『イギリス会計基準書(第2版)』中央経済社, 平成6年
- 5) SSAP22. par.28. 田中弘, 原光世訳:同上書
- 6) Accounting Standards Board:“Financial Reporting Standard No.7(FRS7), Fair Values in Acquisition Accounting,”ASB, 1994.
- 7) Accounting Standards Committee:Exposure Draft 30”Accounting for Goodwill”,ASC, 1982.

参考文献

- 1) 菊谷正人:「英国における企業結合会計の展開」『経理研究』第46号, 中央大学経理研究所, 2002年
- 2) 菊谷正人:「企業結合会計の課題」JICPA ジャーナルNo.572, 2003年
- 3) 白石和孝:『イギリスの暖簾と無形資産の会計』税務経理協会, 平成15年
- 4) 田中弘, 原光世訳:『イギリス財務報告基準』中央経済社, 平成6年

Abstract

Financial Reporting Standard 10 “Goodwill and Intangible Assets” sets out the principles of accounting for goodwill and intangible assets. Purchased goodwill and intangible assets should be capitalised as assets. Internally generated goodwill should not be capitalised. Internally developed intangible assets should be capitalised only where they have a ascertainable market value. Where goodwill and intangible assets are regarded as having limited useful economic lives, they should be amortised on a systematic basis over those lives.